

四国5国立大学による 連携教職課程

(構成大学：徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学)



鳴門教育大学マスコットキャラクター
なる★ワン
(Naru★One)

鳴門教育大学長 佐古 秀一



1. 連携教職課程に至る背景と経過
2. 四国広域連携教職課程のねらい
3. 連携教職課程の検討過程
4. 連携教職課程（第1期）の申請
5. 質保証の仕組み

1. 連携教職課程に至る背景と経過
2. 四国広域連携教職課程のねらい
3. 連携教職課程の検討過程
4. 連携教職課程（第1期）の申請
5. 質保証の仕組み

1. 連携教職課程に至る背景と経過①

学校現場の課題

- 加速度的に進展する情報化への対応（ICT機器の活用など）
- 特別な支援を必要とする子供たちの増加など、子供たちの多様化
- 地域・家庭環境の変化に伴う学校が担う役割の拡大



学校現場が抱える
課題の多様化・高度化

- 教員需要が全国的に減少傾向に転じる見込み
- 標準授業時数が少ない教科を中心に教員の新規採用数が非常に少なくなっている自治体もある



個々の教員に求められる
役割の増加

教員の資質・能力の向上のために教員養成機能の高度化が必要

1. 連携教職課程に至る背景と経過②

教員養成学部・大学の課題

学生が教員免許状を取得するために
各校種・教科に応じた科目区分ごとの単位修得が必要



教職課程開設大学で、科目区分ごとの科目開設が必要

しかし・・・

単独大学が有する教育リソースには限度
すべての科目区分で専門家（専任教員）を配置することは困難

特に、実技系教科ではそれぞれの科目区分（分野）の中でも
多様な専門性を教授する必要

1. 連携教職課程に至る背景と経過③

■参考：教科に関する専門的事項に関する科目区分（中学校）

音楽	美術	保健体育	技術	家庭
ソルフェージュ	絵画（映像メディア表現を含む。）	体育実技	木材加工（製図及び実習を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	彫刻	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	金属加工（製図及び実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	デザイン（映像メディア表現を含む。）	生理学（運動生理学を含む。）	機械（実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
指揮法	工芸	衛生学・公衆衛生学	電気（実習を含む。）	住居学
音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	栽培（実習を含む。）	保育学（実習を含む。）
			情報とコンピュータ（実習を含む。）	

1. 連携教職課程に至る背景と経過④

四国5国立大学による連携実績

<教育研究>

- ・e-Learningを活用した共同開講科目の開設（学部／単位互換）
- ・遠隔教育を活用した共同開講科目の開設（教職大学院／単位互換）
- ・教職員支援機構四国地域教職アライアンスセンターによる教員研修開発

<入試>

- ・AO入試等実施事業（インターネット出願の導入など）

<防災>

- ・四国5大学担当者 + 4県担当課長による協議
- ・四国防災・危機管理特別プログラム（香川・徳島共同開設）の実施支援

<産学連携>

- ・四国産学官連携イノベーション共同推進機構協議会への参画

上記のほか、学長会議「四国国立大学協議会」及びその下位会議（理事・副学長等が出席）で、地域創生、国際連携、ダイバーシティ推進に関することなどの協議を行う体制を構築

1. 連携教職課程に至る背景と経過⑤

四国5国立大学による教職連携の経過

2017. 2.14 四国地区教職大学院連携協力推進協議会設置
2018. 3. 6 4教職大学院で単位互換協定
2018. 5.31 教員養成分野の連携事業を推進することを学長会議で確認
2019. 7.26 実技系科目で共同教職課程の具体化を検討することを協議
- 2019.11.18 共同教職課程の設置を検討する組織として「大学等連携推進法人（仮称）設置を検討する委員会」を設置
2020. 6. 9 大学等連携推進法人認定と共同教職課程の設置に向けた検討組織を設置
・大学等連携推進法人（仮称）設置を検討する委員会
・一般社団法人設置準備委員会 + WG
・共同教職課程設置準備委員会 + WG
2021. 2.26 大学等連携推進法人に係る制度が施行
2021. 3.18 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構設立
2022. 3.31 大学等連携推進法人の認可

1. 連携教職課程に至る背景と経過
2. 四国広域連携教職課程のねらい
3. 連携教職課程の検討過程
4. 連携教職課程（第1期）の申請
5. 質保証の仕組み

2. 四国広域連携教職課程のねらい①

高等教育に関する基礎データ (2017年基準 + 2040年推計)

H30.2.21中央教育審議会大学分科会
将来構想部会 (第13回) 資料より

	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
18歳人口【2017】	14,537	24,543	85,687	54,774	14,072	9,998	5,427	6,517	19,189	27,297	13,098	7,159	9,652	13,586	6,626
高校等卒業者数【2017】	12,884	23,480	75,858	47,201	12,061	8,986	4,881	6,045	17,762	23,780	11,321	6,443	8,662	11,480	6,081
大学進学者数【2017】	7,182	15,884	47,347	30,147	8,016	4,324	2,115	2,650	9,183	14,995	5,069	3,318	4,733	6,373	2,685
大学進学率【2017】	49.4%	64.7%	55.3%	55.0%	57.0%	43.2%	39.0%	40.7%	47.9%	54.9%	38.7%	46.3%	49.0%	46.9%	40.5%
(国公私別)【2017】	7.1% 2.9% 39.4% 8.4% 3.9% 52.4% 5.4% 2.7% 47.2% 8.5% 3.8% 42.7% 9.6% 3.9% 43.4% 9.5% 4.0% 29.7% 13.3% 3.1% 22.6% 13.9% 4.3% 22.5% 12.7% 3.4% 31.8% 11.6% 5.1% 38.2% 9.9% 4.1% 24.7% 14.5% 2.7% 29.1%												12.5% 3.0% 33.5% 13.9% 3.6% 29.5% 8.7% 5.7% 26.1%		
短大進学率【2017】	5.7%	5.4%	5.5%	4.4%	5.4%	5.6%	7.3%	6.9%	4.1%	3.8%	5.0%	4.9%	5.2%	5.7%	6.0%
専門学校進学率(現役)【2017】	16.9%	13.7%	15.0%	13.9%	14.1%	16.7%	19.3%	22.0%	17.1%	11.8%	16.5%	16.6%	15.5%	18.5%	17.6%
大学数【2017】	8	34	55	37	11	3	3	2	17	20	10	4	4	5	3
(国公私別)【2017】	2 1 5 3 4 27 2 2 51 2 3 32 3 2 6 1 1 1 1 1 0 1 2 14 1 4 15 1 3 6 2 0 2												1 1 2 1 1 3 1 2 0		
入学定員【2017】	7,098	32,736	51,582	26,955	4,813	1,605	1,496	1,457	9,670	13,531	4,226	2,983	2,184	3,630	1,935
入学定員(国公私別)【2017】	950 600 5,548 3,706 920 28,110 4,155 2,776 44,651 2,690 1,792 22,473 730 348 3,735 890 180 535 1,140 276 80 1,157 300 0 2,198 430 7,042 2,338 1,515 9,678 1,917 959 1,351 1,388 0 1,595												1,239 90 855 1,770 100 1,760 1,075 860 0		
大学入学者数【2017】	7,498	33,783	54,891	28,060	4,993	1,640	1,591	1,516	9,330	13,547	4,290	2,769	2,077	3,789	2,045
(国公私別)【2017】	1,023 641 5,834 3,837 979 28,967 4,276 2,916 47,699 2,792 1,873 23,395 786 362 3,845 936 181 523 1,181 320 90 1,195 321 0 2,278 472 6,580 2,466 1,689 9,392 1,997 1,019 1,271 1,447 0 1,322												1,279 90 708 1,866 100 1,823 1,131 914 0		
県外から流入【2017】	5,968	25,789	27,862	14,270	3,799	1,148	1,275	1,125	5,279	5,726	3,098	1,506	1,256	1,694	1,501
県内から流出【2017】	5,652	7,890	20,318	16,357	6,822	3,832	1,799	2,259	5,132	7,174	3,877	2,055	3,912	4,278	2,141
流入出差(流入-流出)【2017】	316	17,899	7,544	-2,087	-3,023	-2,684	-524	-1,134	147	-1,448	-779	-549	-2,656	-2,584	-640
自県進学率【2017】	21.3%	50.3%	57.1%	45.7%	14.9%	11.4%	14.9%	14.8%	44.1%	52.2%	23.5%	38.1%	17.3%	32.9%	20.3%
18歳人口推計【2040】	11,375	17,431	58,280	39,050	8,874	6,224	3,994	4,887	13,744	20,268	8,972	4,789	6,712	8,981	4,366
大学進学者数推計【2040】	6,233	12,868	34,683	22,294	5,452	2,914	1,821	2,127	7,436	11,564	3,623	2,216	3,330	4,901	2,049
大学進学率推計【2040】	54.8%	73.8%	59.5%	57.1%	61.4%	46.8%	45.6%	43.5%	54.1%	57.1%	40.4%	46.3%	49.6%	54.6%	46.9%
大学入学者数推計【2040】	5,919	26,287	41,083	21,098	3,691	1,186	1,256	1,201	7,358	10,519	3,419	1,997	1,549	2,907	1,562
(国公私別)【2040】(※注)	808 506 4,606 2,986 762 22,540 3,200 2,182 35,700 2,099 1,408 17,590 581 268 2,842 677 131 378 932 253 71 946 254 0 1,796 372 5,189 1,915 1,312 7,293 1,592 812 1,011 1,044 0 953												954 67 528 1,432 77 1,399 864 698 0		
入学定員充足率推計【2040】	83.4%	80.3%	79.6%	78.3%	76.7%	73.9%	84.0%	82.4%	76.1%	77.7%	80.9%	66.9%	70.9%	80.1%	80.7%
(国公私別)【2040】(※注)	85.0% 84.3% 83.0% 80.6% 82.8% 80.2% 77.0% 78.6% 80.0% 78.0% 78.6% 78.3% 79.6% 76.9% 76.1% 76.1% 72.7% 70.7% 81.8% 91.5% 88.8% 81.8% 84.7% 81.7% 86.6% 73.7% 81.9% 86.6% 75.4% 83.0% 84.7% 75.2% 75.2% 59.8%												77.0% 74.6% 61.7% 80.9% 76.7% 79.5% 80.4% 81.2%		

(※注)2017年の国公私の割合(実績値)のまま機械的に試算したもの。

2. 四国広域連携教職課程のねらい②

四国教職連携の理念

- 人口減少社会における教員養成系学部・大学の役割
- それぞれの地域（県）における教員の養成だけでなく、教員研修、文化の振興において重要な役割を果たしている。
- 特定の地域（一つの大学）に教員養成機能を集約統合することは、被統合県の人才培养、教員研修、地域文化の活性化に大きなダメージを与える。

人口減少 ⇒ 教員養成系の縮減 ⇒ 集約統合
という考え方代わる連携のコンセプト

分散協働型の広域連携

教育学部のリソースの制約の下で
幅広く専門領域の教育を行う

大学の連携により
地域性や現代的課題に応える教育を実現する



教職課程の豊富化



教職課程の特色化

1. 連携教職課程に至る背景と経過
2. 四国広域連携教職課程のねらい
3. 連携教職課程の検討過程
4. 連携教職課程（第1期）の申請
5. 質保証の仕組み

3. 連携教職課程の検討過程①

検討体制

大学等連携推進法人協議会	
役割	「大学等連携推進法人」に係る諸事項の協議
構成員	各学長

大学等連携推進法人申請準備委員会	
役割	大学等連携推進法人の申請に向けた以下事項の検討 ・「大学等連携推進法人」への申請 等
構成員	委員長：尾前事務局長（鳴門教育大学） 各大学 2名以内：理事、副学長等
設置期間	令和2年6月～「大学等連携推進法人」認定完了まで ※認定完了後は廃止

連携教職課程設置準備委員会	
役割	令和5年度連携教職課程の設置に必要な以下事項の検討 ・令和5年度連携教職課程の編成方針 ・課程認定申請書類（WG案）の了承 ・教学管理体制（質保証システム含む） 等
構成員	委員長：佐古副学長（入試・社会連携担当）（鳴門教育大学） 各大学 3名以内：理事、副学長、教育学部長等
設置期間	令和2年6月～「令和5年度連携教職課程」課程認定（申請）完了まで ※課程認定（申請）完了後～「連携教職課程委員会」に改編

大学等連携推進法人申請準備WG	
役割	大学等連携推進法人の申請に必要な以下事項の作業 ・「大学等連携推進法人」への申請 等
構成員	各大学 2名以内：事務責任者（事務局長、部課長等）
設置期間	令和2年6月～「大学等連携推進法人」認定完了まで ※認定完了後は廃止

連携教職課程設置準備WG	
役割	令和5年度連携教職課程の設置に必要な以下事項の実務作業 ・令和5年度連携教職課程の編成 ・課程認定申請書類（案）の作成 等
構成員	各教科毎の参画大学各4名程度： 教育学部長、授業担当教員、事務担当者等
設置期間	令和2年6月～「令和5年度連携教職課程」課程認定（申請）完了まで ※課程認定（申請）完了後～「連携教職課程部会（申請教科のみ）」に再編

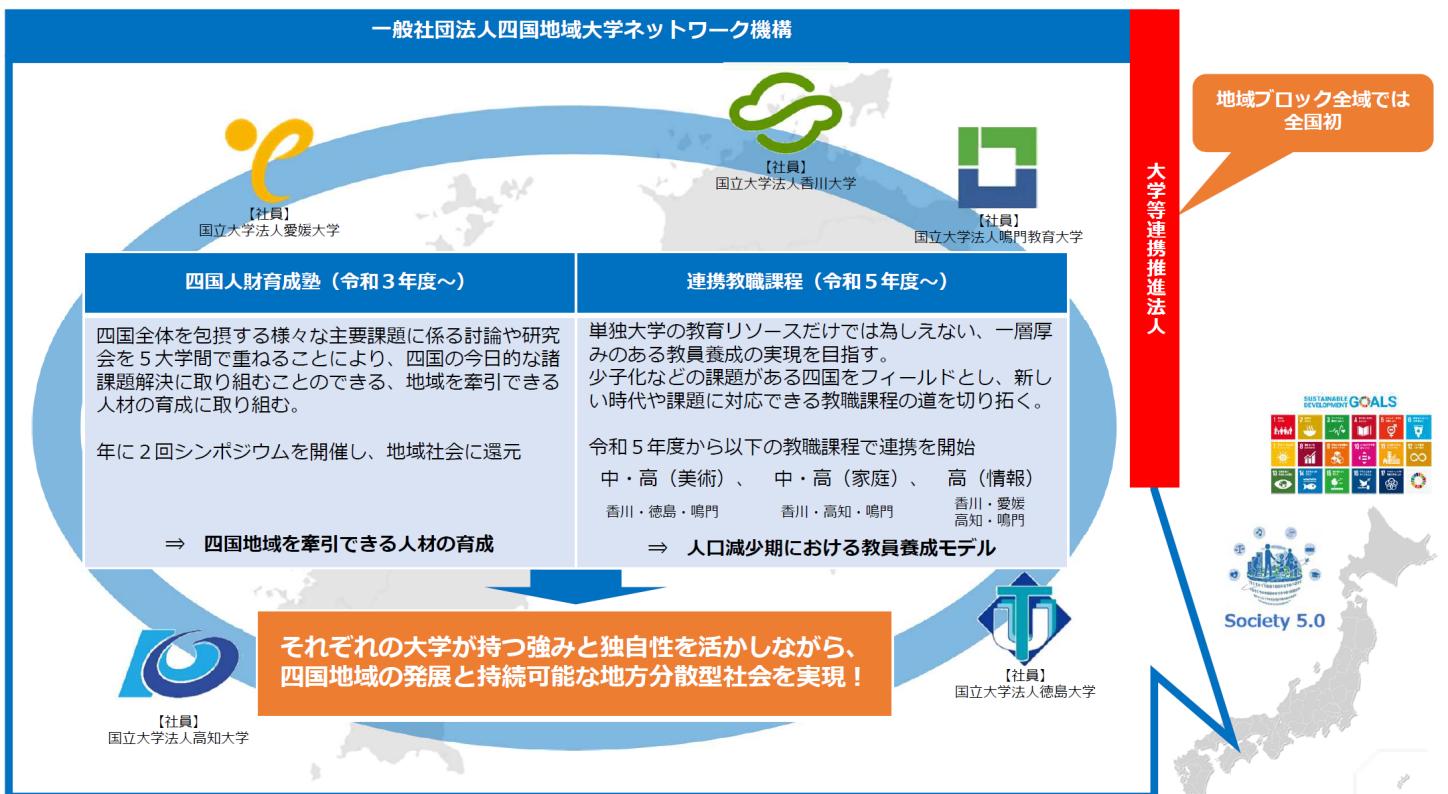
※連携教職課程設置準備WGの運営は、各大学が分担して行う。

3. 連携教職課程の検討過程②

一般社団法人設立・大学等連携推進法人認定

■令和3年3月18日 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構 設立

■令和4年3月31日 大学等連携推進法人 認定



3. 連携教職課程の検討過程③

課題

①各大学の将来構想との関連

大学や教職課程に係る制度が変遷する中で、各大学独自の将来構想と、5大学間共通の教職課程に係る将来構想を整合させることの難しさ

例) 教職課程に関して、学内での共通開設基準が緩和され、大学ごとに異なる対応方法を探る可能性がある

②各大学の人事計画との調整

専任教員の共有化をする中で、各大学が有する人事権と、連携教職課程における必要専任教員数の担保を調整することの難しさ

例) 連携教職課程の専任教員が退職する場合、大学間で人事情報を共有していないと必要専任教員数を満たさなくなる可能性がある

③学年歴・時間割等の調整

大学間での、セメスター制・クオーター制の違い、授業時間帯の違いなどを調整することの難しさ

例) 総合大学も含む連携教職課程であり、連携教職課程の該当学部の授業時間割を変更すると、他学部の授業時間割にも影響する可能性がある

④実習を含む科目の実施方法

教育職員免許法上、実技系教科では実習を含む授業科目が必要であり、距離の離れた大学間連携での実習科目実施の難しさ

⑤ライブ配信授業時の教員（授業補助者）等の配置

ライブ配信授業を受信する大学での教員（又は授業補助者）を配置することの難しさ
また、授業補助者等に対する授業内容の事前説明などの難しさ

1. 連携教職課程に至る背景と経過
2. 四国広域連携教職課程のねらい
3. 連携教職課程の検討過程
4. 連携教職課程（第1期）の申請
5. 質保証の仕組み

4. 連携教職課程（第1期）の申請①

教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について①

制度創設の趣旨及び経緯

教職課程の基準に関するワーキンググループにおいて報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」(令和2年2月)において、

- ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設
 - ②学内の2以上の学部が連携して学部等連携課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設
 - ③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設
- について提言されており、当該提言を受けて制度改正を行う。

①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設(省令及び基準の改正)

国公私立の複数大学を束ねる大学等連携推進法人(一般社団法人)として文部科学大臣に認定された場合に、大学等連携推進法人に参画する大学や複数大学法人が設置する大学は、大学設置基準等の自ら開設の原則の例外として参画する他の大学と連携して開設する科目を自らが開設したものとみなすことができる特例を設けることとされている。

○教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

	単位互換制度	連携開設制度 今回新設	共同実施制度
仕組み	各大学が開設している授業科目について単位互換協定に基づき、自らの大学の授業科目とみなす仕組み	大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する大学が連携して開設する科目(連携開設科目)を自らの大学の授業科目とみなす仕組み	共同の学位プログラムの下設置される複数大学の教職課程を同一のものとみなし、大学が開設する授業科目をお互いに自ら開設する授業科目とみなす仕組み
大学が開設する授業科目上の特例 (免許法施行規則)	「教職に関する科目」のみ3割を上限に他の大学が開設する授業科目を自らが開設する授業科目とみなす	「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科目については8割を上限に自らが開設する授業科目とみなす(※1)	「教科及び教職に関する科目」において他の大学が開設する授業科目の全てを自らが開設する授業科目とみなす
専任教員の共通化 (教職課程認定基準)	なし	上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の種類(幼・小免許を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合(連携教職課程)には、一定の要件を満たした場合(※2)に、大学間の専任教員の共通化を可能とする	大学間の専任教員の共通化を可能とする

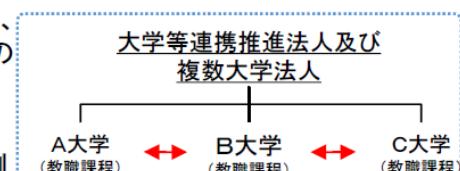
※1連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)

※2連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)

- ・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれていること。

- ・教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。

- ・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。 等



4. 連携教職課程（第1期）の申請②

教職課程認定基準

(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。

(※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ~ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ~	4人以上

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。

(※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

4. 連携教職課程（第1期）の申請③

申請校種・教科・構成大学

教員免許種	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学	高知大学
美術（中・高一種）	○	○	○		
家庭（中・高一種）		○	○		○
情報（高一種）		○	○	○	○

4. 連携教職課程（第1期）の申請④

連携開設科目（美術）

科目領域	授業科目名称	開設大学・単位数		
		徳島	鳴門教育	香川
絵画（映像メディア表現を含む）	絵画演習Ⅰ		2	
	絵画演習Ⅱ			2
	絵画Ⅱ A			1
	絵画Ⅱ B			1
彫刻	彫刻特別演習		2	
デザイン	映像メディア表現	2		
工芸	工芸演習		2	
美術理論及び美術史	先端芸術表現理論	2		
	美術理論・美術史		2	
	美術教育の未来を考える		2	
	20世紀の美術理論と現在			2
各教科の指導法	美術科教育法Ⅰ	2		
	美術科教材開発実践研究	2		
大学が独自に設定する科目	地域ワークショップデザイン			2

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑤

連携開設科目（家庭）

科目領域	授業科目名称	開設大学・単位数		
		鳴門教育	香川	高知
家庭経営学	生活課題の調査と分析	1		
	家庭経営学			2
被服学	テキスタイル基礎科学	2		
食物学	食物学特論	1		
	食物学総論		1	
	食物学Ⅱ		2	
住居学	住居学	2		
保育学	保育学			2
	保育学Ⅱ		2	
複合科目	持続可能な生活づくり			2
	家庭科内容構成		2	
各教科の指導法	中等家庭科教育特論	2		
	中等家庭科実践研究		2	
	中等家庭科指導法			2

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑥

連携開設科目（情報）

科目領域	授業科目名称	開設大学・単位数			
		鳴門教育	香川	愛媛	高知
情報社会・情報倫理	情報社会と情報倫理	2			
	情報社会・情報倫理			1	
コンピュータ・情報処理	ヒューマンインターフェース		2		
	プログラミング言語 I			2	
	データ構造とアルゴリズム			2	
	情報工学 I				2
	情報工学 II				2
情報システム	計測・制御システムの設計			2	
	情報システム開発演習				2
情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク論				2
マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア技術		2		
	デジタル画像処理		2		
情報と職業	情報変革と職業	2			
	情報・職業		2		
	情報と職業			2	
各教科の指導法	情報科教育特論	2			
	情報科教育授業論	2			
	情報科教育法 1			2	

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑦

授業科目例

単独大学のリソースでは実施困難な、連携教職課程ならではの科目を開設予定

以下の科目は、科目のデザインから、講師の招聘、オンデマンドコンテンツの作成まで
3大学の教員が相互のネットワークを活用するなど、連携して進める

「先端芸術表現理論」（徳島）

美術科を目指す高校生でも知っている著名な作家を講師として招くことで、最先端の芸術表現について学ぶ機会をつくり、実技の表現力と理論の向上を図る。また、美術科に進学しようとしている高校生への訴求力を高める。

「美術教育の未来を考える」（鳴門）

持続可能な社会と美術教育、世界の美術教育の動向、インクルーシブ教育と美術教育、美術教育とテクノロジーなど、これからの中の美術教育を考える上で欠くことのできないテーマを、それぞれの分野で研究している研究者や企業等を講師に招聘して学びを深め、視野を広げる。

「20世紀の美術理論と現在」（香川）

美術教育の基盤的な理論についてその分野に詳しい研究者を外部講師として招聘し、美術科教育の研究に資する知識や能力を高める。

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑧

授業方法

検討過程での四国5国立大学長合意（令和3年7月15日）

- (1) 授業開講方式としては、オンラインの特長を活かした授業を取り入れるとともに、授業の特性や教育効果、担当者の負担等を勘案して、学生移動方式や授業者移動方式など多様な開講方式を工夫する。
- (2) 実技に関する授業については、集中講義を活用して複数大学の学生が参加できる方法などを積極的に取り入れる。

△

**上記学長合意を踏まえ、教科ごとのWGで授業開講方法を検討
オンライン授業になじまない実技系授業は、多様な開講方法で対応
(学生移動・教員移動による集中講義など)**

（参考）大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（令和3年2月26日通知）

第6 留意事項 (4) 連携開設科目実施上の工夫について

連携開設科目を開設する際に一の授業科目を履修する学生数が多数となる場合や大学設置基準第25条第2項等に基づき遠隔授業を行う場合には、授業の実施方法について適切に工夫することが求められること。

授業の実施に当たり、学生に大学間での移動を求める場合には、集中講義や時間割の配慮等、負担過重を防ぐ工夫が求められること。

連携開設科目の実施に当たり、複数の教員が一の授業科目を担当する場合には、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることに留意すること。また、試験やレポートの採点や成績評価を共同して行う場合には、採点・成績評価・単位認定等の基準の統一を図り、ばらつきの生じないようにする必要があること。これらの基準については、上記(3)の協議の場において大学間で適切に協議を行うこと。

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑨

四国地域の授業開講方法の特色例

①学生間の交流・連携が生まれる

教員養成学部の中で実技系教科を専攻する学生数は比較的少ない傾向

鳴門教育大学 コース別募集人員	音楽	図工・美術	体育・保育	技術	家庭
	6	6	8	6	6

連携教職課程によって、他大学の学生が相互に大学の授業を履修する中で学生交流が深化

学生間の切磋琢磨による学生意識の向上

②学生間の交流の促進

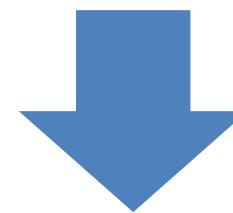
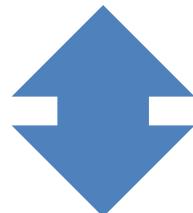
学生の交流を促すために、授業科目によっては、あえてオンラインやオンデマンドだけでなく、対面での授業を取り入れる

教職課程の豊富化・特色化に加え、学生交流による好影響を期待

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑩

- ・四国の中は近くで遠い（交通インフラの問題）
- ・各大学の教員養成の方針（経営戦略）のズレ
- ・連携開設科目に係る経費、負担
- ・実技系の授業での困難（遠隔を使うことの限界）

- ・幅広い領域をカバーする教員組織
(学生にとっての豊富化)
- ・自大学で開設困難な授業の提供
- ・四国の文化、地域性を活かした授業
- ・複数大学が交流し合う授業
- ・地域の活性化に貢献する授業
- ・ICTの高度活用



学修者本位の観点から、大学連携による教職課程の高度化を実現



教員志望者を四国に呼び込む魅力ある教職課程
「教員養成は四国から」

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑪

制度上の課題

連携教職課程の設置要件

教職課程認定基準（抄）

9 連携教職課程を設置する場合の要件

（3）連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

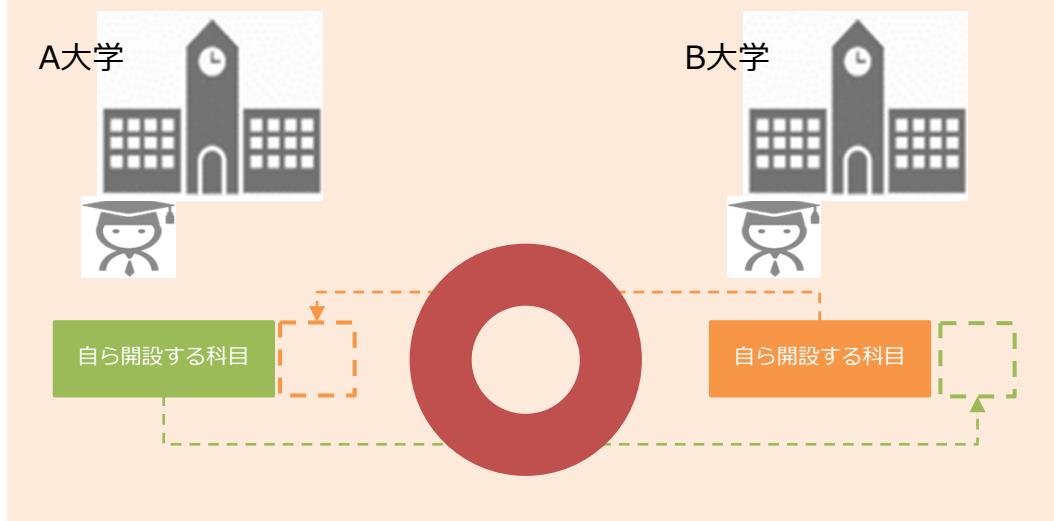
教職課程	単位数
中学校教諭	専修免許状
	<u>一種免許状</u>
	二種免許状
(略)	

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑫

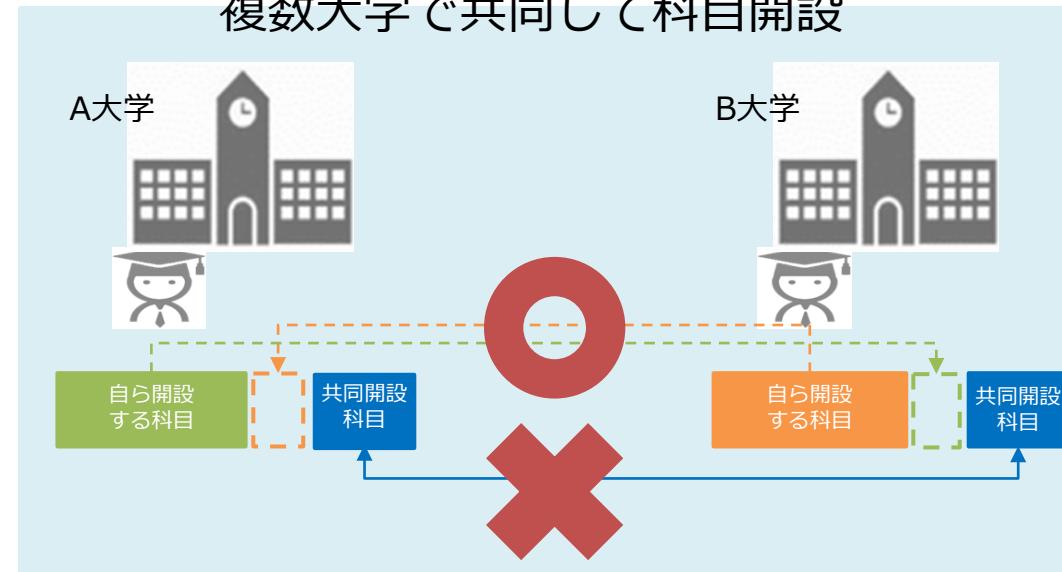
制度上の課題

①連携開設科目の取り扱い

いずれかの大学の開設科目として共有



複数大学で共同して科目開設



複数大学で連携して特色ある授業科目を開設する場合も、開設大学を定める必要

開設大学となる大学の学生は「他大学から修得する8単位」の範囲外

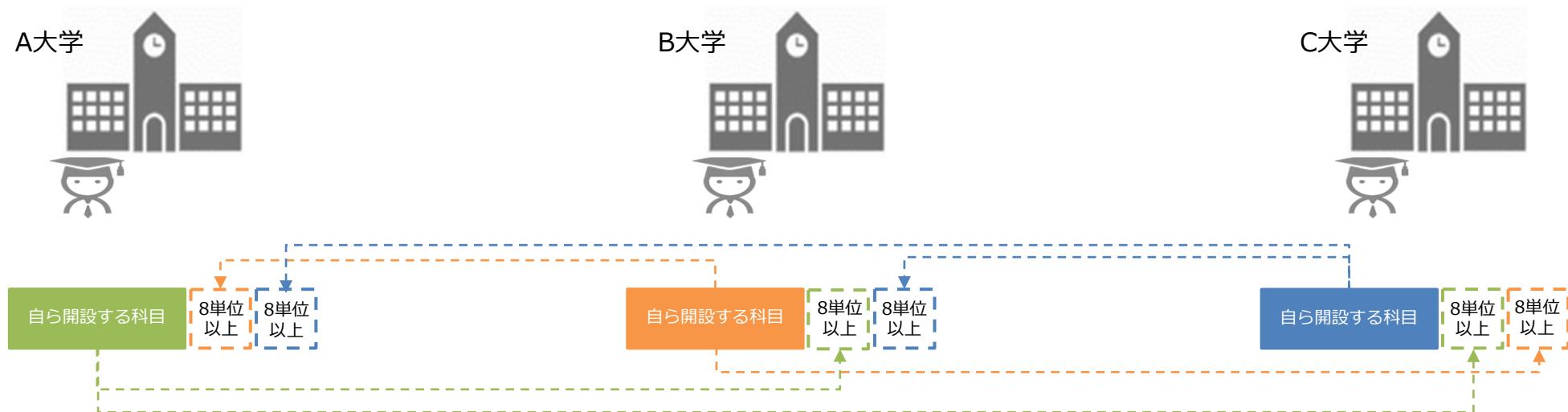
共同開設科目も「他大学分」と位置付けられると

- ・特色ある科目設定が可能
- ・学生の負担感軽減

4. 連携教職課程（第1期）の申請⑬

制度上の課題

② 5大学連携の場合の連携開設科目の開設条件



学生が在籍しない大学において、各大学それぞれ 8 単位の開設が求められる
(他大学が 2 大学ある場合 : 8 単位 × 2 大学 = 16 単位)

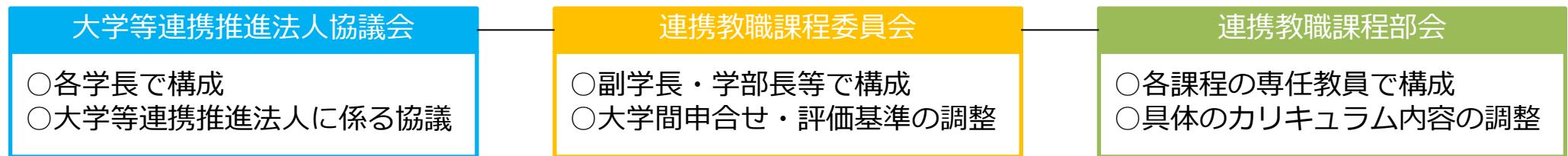
四国のように連携大学が多数である場合
学生が「他大学から修得する 8 単位」以上の開設のみになれば
授業科目数が膨大にならず、体系的なカリキュラム編成が可能
(各大学の効率的な教学運営にもつながる)

1. 連携教職課程に至る背景と経過
2. 四国広域連携教職課程のねらい
3. 連携教職課程の検討過程
4. 連携教職課程（第1期）の申請
5. 質保証の仕組み

5. 質保証の仕組み

以下は構想段階のものであり、今後、5大学間で検討・協議をしていく

(1) 教学管理体制の構築



(2) 自己点検・評価

- ①連携開設科目に係る授業評価
- ②各大学の自己点検・評価

学生の学修プロセス評価

教育課程・組織等に係る自己点検・評価（免許法施行規則第22条の8）

(3) 外部からの評価

- ①定期的な実地視察
- ②情報公開

定期的に実地視察を受入れ

教員養成の状況に係る情報公開（免許法施行規則第22条の6）

自己点検・評価結果の情報公開（免許法施行規則第22条の8）

(4) 改善に向けた取組

- ①共同FDの実施

異なる大学の教員間によるFD

ご清聴
ありがとうございました

